

## セクシュアルハラスメント等による 精神障害の労災相談窓口の開設について

秋田労働局では、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付等について、相談窓口を開設しております。

### ● 相談内容

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場のストレスに起因する精神障害に関して、保険給付の内容や請求手続き、労災認定基準等の相談に応じます。

### ● 相談対応者

**臨床心理士の資格を持った専門調査員**が対応します。相談内容に応じては労働局職員も同席します。

### ● 相談日時・場所

- \* 相談日時：毎月第2月曜日 9時～12時／13時～16時
  - ※ 原則第2月曜日としておりますが、休日の場合は第3月曜日になります。
  - 事前に電話等でお問い合わせの上、予約をお願いいたします。
  - 当日、予約がない場合でも先約がない時は相談が可能です。
- \* 相談場所：秋田労働局 労働基準部労災補償課
  - ※ 相談室での対応によりプライバシーを保護します。
- \* 電話での相談も行っておりますので、ご利用ください。

### ● お問い合わせ先

秋田労働局労働基準部労災補償課

電話：018-883-4275 FAX：018-883-4253

2019年/04月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8 ○	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 昭和の日	30				

2019年/05月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
12	13 ○	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2019年/06月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 ○	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2019年/07月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8 ○	9	10	11	12	13
14	15 海の日	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2019年/08月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 ○	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2019年/09月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 ○	10	11	12	13	14
15	16 敬老の日	17	18	19	20	21
22	23 秋分の日	24	25	26	27	28
29	30					

2019年/10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14 体育の日	15	16	17	18	19
20	21 ○	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2019年/11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 文化の日	4 振替休日	5	6	7	8	9
10	11 ○	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
24	25	26	27	28	29	30

2019年/12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 ○	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	28
29 年末	30 年末	31 年末				

2020年/01月

日	月	火	水	木	金	土
			1 元日	2 年始	3 年始	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 成人の日	14	15	16	17	18
19	20 ○	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年/02月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 ○	11 建国記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年/03月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 ○	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 春分の日	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

○ 労災請求相談日（精神障害等専門調査員の勤務日）原則毎月第2（月）/休日の場合は第3（月）